

大綱質疑

市政の?を問いました

6月定例会では、2会派が大綱質疑を行いました。

議第6号

旧体育文化センター解体工事請負契約の一部変更について

問 床混入のアスベストおよび天井裏吹き付けのアスベストは、設計の段階で見込めなかったのか。

答 市が購入した民間ボウリング場から体育文化センターへ改修する当時の設計図にアスベストの記載がない。通常、飛散による混入は想定できないことからアスベストの存在を確認できなかった。

問 請負契約変更の原因が二重床との間にアスベストが混入していたなど、通常の施工工程からは考えられない。アスベストを適正に処理することは必要だが、当該部分だけ

なく二重床全体を処理する根拠は何か。1階風除室の天井アスベストは入札時の参考図面に記載がある。見落としたのではないか。

答 床のサンプルを3階で10カ所、2階で6カ所を無作為抽出し調査した結果、全てでアスベスト混入を確認したため、二重床全体であると判断した。1階風除室天井の吹き付けは、事前調査したが確認できなかったもの。

問 契約金額の増額分の単価は、当初契約時のアスベスト処理費を大幅に上回っている。レベル3の処理費用として高すぎるのではないか。

答 撤去処分の方法を二重床基層、県の環境課と協議の上決定したため、この金額となった。

問 財源の一部に国の交付金が充当されていた。契約変更で交付金額が変わるのか。

答 請負金額変更後も、当初の予算額を超えないので交付決定額のまま。

討論

日本共産党議員団
請願第19号「テロ等準備罪の廃止を求める意見書の提出に関する請願は、採択すべきと考える。」

「テロ等準備罪」は審議も尽くさず「中間報告」という手法で強行可決された。

刑法の原則は、実際に犯罪行為が行われてから処罰されるものが、計画や合意だけで犯罪が成立することになる。捜査機関による監視の強化、通信傍受など、国民生活が不当に侵害、国民の自由な発言が制限される恐れが懸念されると弁護士会など法律の専門家が警鐘を鳴らしている。

また、「節税相談が脱税の計画ととられかねず、自由な経済活動が阻害される」と税理士会からも反対声明が出ている。

政府は、国際組織犯罪防止条約締結のためというが、この条約はマフィア等による資金洗浄に関するものでテロ等には直接関係がない。テロ対策は既に13本の国際条約を締結。重大犯罪についても整備されており、新たに共謀罪は不要だ。

国連の立法ガイドにも共謀罪は義務ではないと明記されている。

平成の治安維持法と言われ共謀罪は廃止すべきだ。よって、本請願は採択すべきである。

公明党議員団
請願第19号「テロ等準備罪」の廃止を求める請願に反対

テロ等準備罪の新設は、テロを含む組織的な重大犯罪を未然に防ぐことが目的で、既に187カ国が加盟する国際組織犯罪防止条約の締結に必要な国内整備である。15日参議院本会議で自民、公明、日本維新の会などの賛成多数で可決、成立した。

テロ組織や暴力団、薬物密売組織といった「組織的犯罪集団」の構成員2人以上で重大犯罪を「計画」し、「準備行為」を実行すれば処罰可能とするもの。対象を組織的犯罪集団に限定したことで、一般の人が捜査対象にならないよう要件が厳格化した。懲役または禁錮4年以上の277の犯罪が対象となった。

「警察の捜査が広がり監視社会になる」との批判は、マンパワーがかかることで非現実的である。裁判所による厳格化で警察権の乱用に歯止めがかかっている。捜査の適正確保への配慮規定も盛り込めた。

国境を越えて行われるテロ等に対し、日本が法の抜け穴になつてはなりません。また、高齢者などの財産を侵害してきたオレオレ詐欺などの特殊詐欺犯罪防止にも役立つとしている。

市政の?を問いました

一般質問

ダイジエスト

議員と行政のQ&A

三条市立地適正化計画について

問 立地適正化計画は市街地の空洞化を防ぐことを目的とし、20年後の都市計画区域の状況を展望することになっているが、三条市の中心市街地の空洞化の現状と今後の展開、併せて中心市街地に関係した都市計画道路の現状と今後の展開はどうなっているのか。

答 市街地の空洞化の現状は空き店舗問題が顕在化し、中心市街地

における人口減少は顕著に現れている。今後の展開については、都市計画の見直しを進め、課題への対応や魅力向上に向けて取り組んでまいりたい。

中心市街地に関係した都市計画道路は改良率にして平均63・1%で、今後も引き続き整備を進めてまいりたい。



中心市街地の現状

小売業振興策について

問 三条市の小売業の店舗数は平成3年の1752店舗をピークに平成26年の1017店舗、率では約42%の減少になっている。

農振除外について

問 基幹水利施設ストックマネジメント事業実施により農振除外がなくなるについて、市はどのように受け止め、考えているのか。

答 ストックマネジメント事業は維持管理、補修事業と受け止めており、法令の適用が及ぶということは、いささか度が過ぎていると感じている。県との協議、調整や県知事と県内市町村との協議の場、市長会、県土地改良連合会などを通じた働き掛けで農振除外が可能になるよう努力する。

三条市の文化振興について

問 県指定の無形民俗文化財である神

楽は衣装代が高く、傷んでくても新しい衣装に買い替えることができず大変苦労されていることから手厚い保護をしてやるべきと思うし、文化振興基金5000万円を活用してどうか。

答 神楽に後継者育成事業として補助金を交付しているが衣装には補助していない。公益財団法人に全国規模で衣装、用具を対象にした補助制度があるので、申請できるようにしたい。基金の活用については検討したい。

農業施策について

問 離農が進む中、農業の担い手確保をどう進めるのか。

答 農地の受け手が耕作しやすいように環境整備等も進めている。

問 農業競争力強化支援法は農協や農家にとって無理があるのでは。

答 農業経営が厳しさを増している。農業資材の引き下げなどにより農業所得の向上が図られることを期待する。

問 来年度のコメの需給調整について県が参考値を提示した。対応はどうか。